

平成26年7月31日から、**屋外**での 岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も 呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※¹を使用した岩石※²・鉱物※³の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内※⁴・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）※⁵を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

※1 研磨材を使うものに限る

※2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの

※3 地殻中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物（鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石こうなど）

※4 坑内またはタンク、船舶、管、車両などの内部を含む

※5 国家検定に合格したもの

手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

【従来】

屋内で行う場合に限り、
有効な呼吸用保護具
（防じんマスク）が必要



【平成26年7月31日以降】

作業場所（屋内・屋外）に
かかわらず必要



詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成26年7月